# 環境偽装問題時に停止した基準項目に関する部分改定

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

#### 1. 改定の趣旨

2008年1月に発生した製紙事業者による古紙パルプ配合率の偽装問題を受け、用紙、紙製品等、古紙パルプ配合率を重点的に基準化した商品類型については、認定申込みを一時停止し、その後、検証方法が確立できた時点で申込みを再開した。一方、製品に付随する取扱説明書などに関し古紙パルプ配合率の要求事項が設定されているものについては、当該要求事項が、主眼である製品本体の環境性能に影響を及ぼさないことから、これら要求事項を一時的に削除することとし、新たな検証方法が明確となった時点でこれを復活することとしていた。 [http://www.ecomark.jp/pdf/koshi 080214kaitei.pdf]

その後、「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程」の改定により、現在策定している基準では、「その商品類型の目的を達成するために優先度が高い基準項目を絞りこんで選定する」ことになり、取扱説明書などの古紙の基準等は優先度が比較的高くないために設定されない傾向にある(なお、「認定基準として選定されなかった項目の中で配慮が望ましい項目や次回の見直しにあたって考慮されるべき項目については、「配慮事項」として設定することができる。」としている)。

今般、停止した基準項目について、現在認定している商品等への影響も考慮しつつ、ガイドラインの趣旨も踏まえ検討し、部分的な改定を行うこととした。

# 2. 古紙パルプ配合率の基準項目を一時的に削除した商品類型

- No.117「複写機 Version2.3」
- No.119「パーソナルコンピュータ Version2」
- No.122「プリンタ Version2」
- No.128「日用品 Version1」(包装材の基準項目)
- No.129「廃食用油再生せっけん Version1」(包装材の基準項目)
- No.132「トナーカートリッジ Version1」
- No.133「デジタル印刷機 Version1」
- No.135「太陽電池を使用した製品 Version1」

# 3. 改定方針

(個別の認定基準書の具体的な改定部分は3ページ以降に示す)

1) グリーン購入法 特定調達品目との整合

環境偽装問題発生以前には、複写機に使用できる用紙として、古紙パルプ配合率 100%

の用紙を使用できることを基準で求めていた。この項目は、グリーン購入法の特定調達品目との整合を意識したものであったが、その後、グリーン購入法の判断の基準は総合評価方式に変更されている。エコマークでは可能な限り、グリーン購入法の判断の基準との整合を図ることを原則としており、現在のグリーン購入法と考え方をあわせて、関連する基準項目を復活することとした。

#### 2) 取扱説明書に関する基準

「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程」の改定(2010年4月1日)により、現在策定している基準では、「その商品類型の目的を達成するために優先度が高い基準項目を絞りこんで選定する」ことになり、取扱説明書などの古紙の基準等は優先度が比較的高くないために設定されない傾向にある。そこで、配慮事項として関連する項目を復活することとする。なお、配慮事項は、認定の要件ではないが、製造にあたって配慮することが望ましい項目としており、項目への対応状況は付属証明書等で確認することとなる。

# 3) 包装材料に関する基準

包装材料については、古紙に関する証明書の入手が困難な状況や他の同様の商品群の 認定基準との整合を鑑み、最低限の基準を設けることとする。

4. 改定日: 2011 年 10 月 1 日 (No.128 は、2011 年 8 月 1 日)

#### 5. 既に認定されている商品の扱いについて

認定中の商品については、取扱説明書や包装材料等は既に製造済みであると予想されることから、増刷や改版の機会が発生した際には、可能な限り、今回の部分的な改定基準に適合するように対応を促すこととする(変更する際には、「エコマーク商品変更申込書」にて届け出を行う必要がある)。

- 6. 具体的な改定箇所 (赤字部分が復活箇所)
- ○No.117「複写機 Version2.3」

## 【現 行】

# <del>4-1-7 用紙</del>

(33)使用できる用紙は少なくとも1種類以上、古紙パルプ配合率100%の再生紙が、各社品質管理上の規定に基づき、使用可能なこと。

# 【証明方法】

本項目への適合ならびに用紙の製紙事業者名・商品ブランド名を付属証明書に記載すること。および製紙事業者の発行する古紙パルプ配合率が 100%であることの原料証明書を提出すること。

#### 【復活案】

# 4-1-7 用紙

- (33) 使用される用紙が以下 a.~c.に該当する場合は、当該基準に合致する用紙を、各社の品質 管理上の規定に基づき、少なくとも1種類以上が使用可能であること。
  - <u>a.エコマーク No.106「情報用紙 Version3」の適用範囲「PPC 用紙、フォーム用紙、カ</u>ラープリンタ用紙(インクジェット用紙)」
  - b.エコマーク No.107「印刷用紙 Version3」の適用範囲「印刷用紙(ただし、経済産業 省「紙・パルプ統計年報」による紙の品目分類のうち、「筆記・図画用紙」等に含まれ る画用紙類に使用されるものは除く)」
  - c.グリーン購入法「2.紙類」の【情報用紙】「コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙」、【印刷用紙】「塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙」

### 【証明方法】

[本項目への適合ならびに用紙の製造事業者名・銘柄名を付属証明書に記載すること。

- <参考> グリーン購入法【判断の基準】
- ①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが 可能であること。

# 【現行】

# 4-1-14 製品添付書類

- (45) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a. ~ e. および b. に適合している こと。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - e. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

ただし、海外で印刷されるものについては、a.に<del>適合すること、かっbまたは以下dの項目に</del>適合することでよい。

d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が30%以上であること。

# 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

#### 【復活案】

## 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対

## 応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a.  $\sim$ c.および d.を考慮していること。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。

ただし、海外で印刷されるものについては、a.を考慮すること、かつbまたは以下dの項目を考慮することでよい。

d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が30%以上であること。

## 【現行】

(46)以下の a.  $\sim$ g. のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。

- a. 機器の設置条件
- b. 使用後の製品のリサイクル情報
- c. 使用後の製品の受け入れ場所
- d. 使用後の OPC キット/感光体ドラムおよびトナー容器等(トナーカートリッジを含む)の回収、再使用、マテリアルリサイクル、再資源化または廃棄物処理情報
- e. 使用後の二次電池の回収、再使用、マテリアルリサイクル、再資源化または廃棄物 処理情報
- € 用紙には古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用できること
- f. 機器が両面に複写する装置を備えている、または後付けできること
- g. 製品添付書類以外の詳細な製品情報の参照先(電子媒体など)

# 【証明方法】

本項目への適合(機種ごとの二次電池使用有無を含む)を付属証明書に記載すること。およびユーザ情報を記載した製品添付書類のそれぞれの該当部分の写しを提出すること。申込み時の提出が困難な項目については、「該当する部分の製品添付書類の写しをエコマーク使用契約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨を明記した念書を提出すること。

#### 【復活案】

(46)以下の a.  $\sim$ hg. のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。

- a. 機器の設置条件
- b. 使用後の製品のリサイクル情報
- c. 使用後の製品の受け入れ場所
- d. 使用後の OPC キット/感光体ドラムおよびトナー容器等(トナーカートリッジを含む)の回収、再使用、マテリアルリサイクル、再資源化または廃棄物処理情報
- e. 使用後の二次電池の回収、再使用、マテリアルリサイクル、再資源化または廃棄物 処理情報
- f. 使用できる用紙に関する情報提供
- gf. 機器が両面に複写する装置を備えている、または後付けできること
- he. 製品添付書類以外の詳細な製品情報の参照先(電子媒体など)

# 【証明方法】

本項目への適合(機種ごとの二次電池使用有無を含む)を付属証明書に記載すること。およびユーザ情報を記載した製品添付書類のそれぞれの該当部分の写しを提出すること。申込み時の提出が困難な項目については、「該当する部分の製品添付書類の写しをエコマーク使用契約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨を明記した念書を提出すること。

# ○No.119「パーソナルコンピュータ Version2」

# 【現行】

(8) 製品とともに提供される申込機器の取扱説明書(ユーザマニュアル)のうち、紙製の印刷物は、添付6「パソコンにおける取扱説明書」に適合すること。

#### 【証明方法】

申込者は添付 6「パソコンにおける取扱説明書」へ必要事項を記入し、提出すること。

# 添付 6 チェックリスト「パソコンにおける取扱説明書」(対応認定基準: 4-1.(8))

本チェックリストでは、すべての項目で「はい」であることが必要です。

対象:製品とともに提供される申込機器の取扱説明書 (ユーザマニュアル) のうち、紙製の印刷物 太線内を記入して下さい。

リスト No.	要  求	項目への適合
1	古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ホットメルト接着剤による製本形態とするものは、ホットメルト接着剤が、難細裂化改良 EVA 系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤および水溶性ホットメルト接着剤のいずれかであること。ただし、海外で印刷するものは、他のホットメルト接着剤の使用を認める。	□はい
2	用紙は、パルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。	□ は い □ いいえ
3	用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であること。ただし、海外で印刷するものは、本項目 を必須としない。	□ は い □ いいえ

使用する用紙がエコマーク認定紙の場合、使用する用紙のブランド名と認定番号を記入して下さい。使用するすべての用紙がエコマーク認定紙であるものは、リスト No.2、3 の記入不要です。

ブランド名	認定番号

### 【復活案】

(8) 製品とともに提供される申込機器の取扱説明書(ユーザマニュアル)のうち、紙製の印刷物は、添付6「パソコンにおける取扱説明書」に適合すること。

# 【証明方法】

申込者は添付 6「パソコンにおける取扱説明書」へ必要事項を記入し、提出すること。

## 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対 <u>応状況を付属証明書に記載すること。</u>

- (1) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル) のうち紙製の印刷物は、以下 a.  $\sim$ c.に配慮していること。
  - a.古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ホットメルト接着剤による製本形態とするものは、ホットメルト接着剤が、難細裂化改良 EVA 系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤および水溶性ホットメルト接着剤のいずれかであること。ただし、海外で印刷するものは、他のホットメルト接着剤の

使用を認める。

- b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
- <u>c.</u> 用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であること。ただし、海外で印刷するものは適 用しない。

# ○No.122「プリンタ Version2」

A. インクジェット方式、ドットインパクト方式および感熱方式

## 【現 行】

#### 4-1-7 用紙

(27)使用できる用紙は少なくとも 1 種類以上、古紙パルプ配合率 100%の再生紙が、各社品質 管理上の規定に基づき、使用可能なこと。ただし、感熱式プリンタ、連続用紙に対応する プリンタ、大判プリンタおよび写真用紙・はがきのみに対応するプリンタを除く。

# 【証明方法】

本項目への適合ならびに用紙の製紙事業者名・商品ブランド名を付属証明書に記載すること。および製紙事業者の発行する古紙パルプ配合率が 100%であることの原料証明書を提出 すること

## 【復活案】

# 4-1-7 用紙

- (27) 使用される用紙が以下 a.~c.に該当する場合は、当該基準に合致する用紙を、各社の品質 管理上の規定に基づき、少なくとも1種類以上が使用可能であること。
  - <u>a.エコマーク No.106「情報用紙 Version3」の適用範囲「PPC 用紙、フォーム用紙、カ</u>ラープリンタ用紙(インクジェット用紙)」
  - b.エコマーク No.107「印刷用紙 Version3」の適用範囲「印刷用紙(ただし、経済産業 省「紙・パルプ統計年報」による紙の品目分類のうち、「筆記・図画用紙」等に含まれ る画用紙類に使用されるものは除く)」
  - c.グリーン購入法「2.紙類」の【情報用紙】「コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙」、【印刷用紙】「塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙」

ただし、感熱式プリンタ、連続用紙に対応するプリンタ、大判プリンタおよび写真用紙・ はがきのみに対応するプリンタを除く。

# 【証明方法】

· 本項目への適合ならびに用紙の製造事業者名・銘柄名を付属証明書に記載すること。

# <参考> グリーン購入法【判断の基準】

①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

# 【現行】

# 4-1-12 製品添付書類

- (36) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a.および b.に適合していること。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - e. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

ただし、海外で印刷されるものについては、aに適合することでよい。

d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。

### 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

# 【復活案】

#### 5. 配慮事項

<u>認定の要件ではないが、製造にあたっては以下</u>に配慮することが望ましい。なお、各項目の対

# 応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a.  $\sim$ c.および d.を考慮していること。
  - **a.** 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

ただし、海外で印刷されるものについては、a.を考慮すること、かつbまたは以下dの項目を考慮することでよい。

d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。

## 【現行】

- (37) 以下の a.~e.のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。
  - a. 機器の設置条件
  - b. インクカートリッジの回収、再資源化または廃棄物処理情報、インクリボンカートリッジ等の廃棄物処理情報
  - c. 使用後の二次電池の回収、再使用、マテリアルリサイクル、再資源化または廃棄物処理情報
  - d. 用紙には古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用できること(連続用紙に対応するプリンタ、大判プリンタおよび写真用紙・はがきのみに対応するプリンタは除く)
  - d. 印刷用紙の使用量を削減できる機能を有すること
  - e. 製品添付書類以外の詳細な製品情報の参照先(電子媒体など)

## 【証明方法】

本項目への適合(機種ごとの二次電池使用有無を含む)を付属証明書に記載すること。および ユーザ情報を記載した製品添付書類のそれぞれの該当部分の写しを提出すること。申込み時 の提出が困難な項目については、「該当する部分の製品添付書類の写しをエコマーク使用契 約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨 を明記した念書を提出すること。

#### 【復活案】

- (37) 以下の $a.\sim fe$ .のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。
  - a. 機器の設置条件
  - b. インクカートリッジの回収、再資源化または廃棄物処理情報、インクリボンカートリッジ等の廃棄物処理情報
  - c. 使用後の二次電池の回収、再使用、マテリアルリサイクル、再資源化または廃棄物処理情報
  - d. 使用できる用紙に関する情報提供
  - ed. 印刷用紙の使用量を削減できる機能を有すること
  - fe. 製品添付書類以外の詳細な製品情報の参照先(電子媒体など)

# 【証明方法】

本項目への適合(機種ごとの二次電池使用有無を含む)を付属証明書に記載すること。および ユーザ情報を記載した製品添付書類のそれぞれの該当部分の写しを提出すること。申込み時 の提出が困難な項目については、「該当する部分の製品添付書類の写しをエコマーク使用契 約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨 を明記した念書を提出すること。

# B. 電子写真方式

# 【現 行】

#### 4-1-7 用紙

(33) 使用できる用紙は少なくとも1種類以上、古紙パルプ配合率100%の再生紙が、各社品質 管理上の規定に基づき、使用可能なこと。ただし、連続用紙に対応するプリンタ、大判プ リンタお上び写真用紙・はがきのみに対応するプリンタを除く。

# 【証明方法】

本項目への適合ならびに用紙の製紙事業者名・商品ブランド名を付属証明書に記載すること。および製紙事業者の発行する古紙ペルプ配合率が 100%であることの原料証明書を提出 オスニと

# 【復活案】

## 4-1-7 用紙

- (27) 使用される用紙が以下 a.~c.に該当する場合は、当該基準に合致する用紙を、各社の品質 管理上の規定に基づき、少なくとも1種類以上が使用可能であること。
  - <u>a.エコマーク No.106「情報用紙 Version3」の適用範囲「PPC 用紙、フォーム用紙、カ</u>ラープリンタ用紙(インクジェット用紙)」
  - b.エコマーク No.107「印刷用紙 Version3」の適用範囲「印刷用紙(ただし、経済産業省「紙・パルプ統計年報」による紙の品目分類のうち、「筆記・図画用紙」等に含まれる画用紙類に使用されるものは除く)」
  - c.グリーン購入法「2.紙類」の【情報用紙】「コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙」、【印刷用紙】「塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙」

ただし、連続用紙に対応するプリンタ、大判プリンタおよび写真用紙・はがきのみに対応するプリンタを除く。

### 【証明方法】

[本項目への適合ならびに用紙の製造事業者名・銘柄名を付属証明書に記載すること。

# <参考> グリーン購入法【判断の基準】

①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

## 【現 行】

#### 4-1-13 製品添付書類

- (44) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a.および b に適合していること。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - e. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

ただし、海外で印刷されるものについては、aに適合することでよい。

d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が30%以上であること。

#### 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

## 【復活案】

# 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対 応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a.  $\sim$ c.および d.を考慮していること。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。

ただし、海外で印刷されるものについては、a.を考慮すること、かつbまたは以下dの項目を考慮することでよい。

d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。

# 【現 行】

- (45) 以下の a.~f.のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。
  - a. 機器の設置条件
  - b. 使用済み製品の廃棄・回収に係わる情報
  - c. 使用後の OPC キット/感光体ドラムおよびトナー容器等(トナーカートリッジを含む) の回収、再使用、マテリアルリサイクル、再資源化または廃棄物処理情報
  - d. 使用後の二次電池の回収、再使用、マテリアルリサイクル、再資源化または廃棄物処理情報
  - e. 用紙には古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用できること(連続用紙に対応するプリンタ、大判プリンタおよび写真用紙・はがきのみに対応するプリンタは除く)
  - e. 機器が両面に印刷する装置を備えている、または後付けできること、両面印刷機能を 有さない機器については印刷用紙の使用量を削減できる機能を有すること
  - f. 製品添付書類以外の詳細な製品情報の参照先(電子媒体など)

# 【証明方法】

本項目への適合(機種ごとの二次電池使用有無を含む)を付属証明書に記載すること。および ユーザ情報を記載した製品添付書類のそれぞれの該当部分の写しを提出すること。申込み時 の提出が困難な項目については、「該当する部分の製品添付書類の写しをエコマーク使用契 約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨 を明記した念書を提出すること。

#### 【復活案】

- (45) 以下の a. ~g€. のユーザ情報を製品添付書類に明記すること。
  - a. 機器の設置条件
  - b. 使用済み製品の廃棄・回収に係わる情報
  - c. 使用後の OPC キット/感光体ドラムおよびトナー容器等(トナーカートリッジを含む)の 回収、再使用、マテリアルリサイクル、再資源化または廃棄物処理情報
  - d. 使用後の二次電池の回収、再使用、マテリアルリサイクル、再資源化または廃棄物処 理情報
  - e. 使用できる用紙に関する情報提供
  - ●f. 機器が両面に印刷する装置を備えている、または後付けできること、両面印刷機能を 有さない機器については印刷用紙の使用量を削減できる機能を有すること
  - **ฐ**. 製品添付書類以外の詳細な製品情報の参照先(電子媒体など)

#### 【証明方法】

本項目への適合(機種ごとの二次電池使用有無を含む)を付属証明書に記載すること。および ユーザ情報を記載した製品添付書類のそれぞれの該当部分の写しを提出すること。申込み時 の提出が困難な項目については、「該当する部分の製品添付書類の写しをエコマーク使用契 約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約締結をしない」旨 を明記した念書を提出すること。

# ○No.128「日用品 Version1」(包装材の基準項目)

## 【現 行】

- (4)製品は、小売段階(小売しない製品は最終出荷段階)で無包装または簡易包装となるよう出荷していること。
  - 簡易包装を施す製品の<del>それぞれの</del>包装材料は、以下の基準を満たすこと。
  - a.紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。
  - b.板紙の古紙パルプ配合率が90%以上であること。
  - ←プラスチックシートに使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 60%以上であること。包装に使用されるプラスチック材料は、JIS K 6899-1:2000 に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書(平成 12 年 7 月 経済産業省)」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

#### 【証明方法】

製品の小売り段階での包装状態および使用包装材料、(再生材料の配合率)、材質表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること(図、写真などを用いて補足してよい)。材質表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

### 【復活案】

- (4)製品は、小売段階(小売しない製品は最終出荷段階)で無包装または簡易包装となるよう出荷していること。
  - 簡易包装を施す製品のそれぞれの包装材料は、以下の基準を満たすこと。
  - a.紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。
  - b.板紙の古紙パルプ配合率が90%以上であること。
  - e.プラスチックシートに使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 60%以上であること。包装に使用されるプラスチック材料は、JIS K 6899-1:2000 に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書(平成 12 年 7 月 経済産業省)」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

# 【証明方法】

製品の小売り段階での包装状態および使用包装材料、(再生材料の配合率)、材質表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること(図、写真などを用いて補足してよい)。材質表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

# 5. 配慮事項

<u>認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対</u> <u>応状況を付属証明書に記載すること。</u>

- (1)簡易包装を施す製品のそれぞれの包装材料は、以下の項目に配慮していること。
  - a.紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。
  - **b.**プラスチックシートに使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 60%以上であること。

# ○No.129「廃食用油再生せっけん Version1」(包装材の基準項目)

# 【現 行】

(4)製品は、小売段階で簡易包装となるよう出荷していること。

<del>簡易包装を施す製品の包装材料は、紙の古紙ペルプ配合率が 70%以上であること。板紙の古紙ペルプ配合率が 90%以上であること。</del>包装に使用されるプラスチック材料は、ISO11469に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書(平成 12 年 7 月 経済産業省)」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

#### 【証明方法】

製品の小売段階での包装状態および使用包装材料(再生材料の配合率)、材質表示の状態をエコマーク商品認定・使用申込書に具体的に記載すること(図、写真などを用いて補足してよい)。材料表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

#### 【復活案】

(4) 製品は、小売段階で簡易包装となるよう出荷していること。

簡易包装を施す製品の包装材料は、紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。板紙の古紙パルプ配合率が 90%以上であること。</u>包装に使用されるプラスチック材料は、ISO11469に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書(平成 12 年 7 月 経済産業省)」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

### 【証明方法】

製品の小売り段階での包装状態および使用包装材料、(再生材料の配合率)、材質表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること(図、写真などを用いて補足してよい)。材質表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

### 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対 応状況を付属証明書に記載すること。

(1) 簡易包装を施す製品の包装材料は、紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。

○No.132「トナーカートリッジ Version1」

# 【現行】

### 4-1-3 包装材料に関する基準

(27) 包装に使用される段ボールの古紙パルプ配合率が50%以上であること。

【証明方法】

段ボール包装材のメーカの発行する証明書を提出すること。証明書には古紙パルプ配合率 を明記すること。

#### 【改定案】

包装材料の基準としては以下、(24)~(26)の項目がある。(27)は(26)の基準項目で規定する内容の一つの要素として含まれているため、(27)包装に使用される段ボールの古紙パルプ配合率の基準項目は正式に削除する。

#### <参考>

4-1-3 包装材料に関する基準

- (24) 製品の包装に使用されるプラスチック材料は、表1 に掲げる特定フロン(CFC5 種)、その他 CFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン(ここではHCFC をさす)を使用しないこと。
- (25) 包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲン系元素で構成されている樹脂および有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。
- (26) 包装材料は「再生資源の利用促進等に資するための製品設計における事前評価マニュアル作成のガイドライン(平成6年7月産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会)」に適合すること。

# 【現行】

### 4-1-4 取扱説明書に関する基準

- (27) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a~~および b に適合していること。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。

ただしホットメルト接着剤の使用を認める。

- b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
- e. 使用用紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。

ただし、海外で印刷されるものについては、a <del>および d</del> に適合することで良い。

d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。

### 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

#### 【復活案】

# 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対 <u>応状況を付属証明書に記載すること。</u>

- (1) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a.  $\sim$ c.および d を考慮していること。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。

ただし、海外で印刷されるものについては、a.を考慮すること、かつbまたは以下dの項目を考慮することでよい。

d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が30%以上であること。

# ○No.133「デジタル印刷機 Version1」

# 【現行】

#### 4-1-6 用紙

(24) 2 種類以上の古紙パルプ配合率 100%の再生紙が使用可能なこと。各用紙は、少なくとも 坪量 70g/m<sup>2</sup>以上と 70g/m<sup>2</sup>未満で 1 種ずつとし、かつそれらの坪量の間には 10g/m<sup>2</sup>以上 の差があること。

# 【証明方法】

本項目への適合ならびに用紙の製紙事業者名・商品ブランド名を付属証明書に記載すること。 および製紙事業者の発行する古紙パルプ配合率が 100%であることと当該用紙の坪量を記載の 原料証明書を提出すること。

# 【復活案】

#### 4-1-6 用紙

- (24) 使用される用紙が以下 a.~c.に該当する場合は、当該基準に合致する用紙を、各社の品質 管理上の規定に基づき、少なくとも 1 種類以上が使用可能であること。
  - <u>a.エコマーク No.106「情報用紙 Version3」の適用範囲「PPC 用紙、フォーム用紙、カ</u>ラープリンタ用紙(インクジェット用紙)」
  - b.エコマーク No.107「印刷用紙 Version3」の適用範囲「印刷用紙(ただし、経済産業省「紙・パルプ統計年報」による紙の品目分類のうち、「筆記・図画用紙」等に含まれる画用紙類に使用されるものは除く)」
  - c.グリーン購入法「2.紙類」の【情報用紙】「コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙」、【印刷用紙】「塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙」

## 【証明方法】

本項目への適合ならびに用紙の製造事業者名・銘柄名を付属証明書に記載すること。

- <参考> グリーン購入法【判断の基準】
- ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

### 【現 行】

#### 4-1-10 製品添付書類

- (32) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a<del>~~</del>および b に適合していること。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。 ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - e. 使用用紙の古紙パルプ配合率が70%以上であること。

ただし、海外で印刷されるものについては、a <del>および d</del> に適合することで良い。

d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。

## 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

# 【復活案】

## 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対 応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a.  $\sim$ c.および d.を考慮していること。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

ただし、海外で印刷されるものについては、a.を考慮すること、かつbまたは以下dの項目を考慮することでよい。

d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。

# ○No.135「太陽電池を使用した製品 Version1」

## 【現 行】

- (2) 申込者の提供する取扱説明書 (ユーザマニュアル) は以下 a <u>および b</u>ー に適合して いること。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること(別表 1 参照)。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - e. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

#### 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

# 【復活案】

## 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対 応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 申込者の提供する取扱説明書(ユーザマニュアル)は以下 a.  $\sim$ c.および d.を考慮していること。
  - a. 古紙リサイクルに支障をきたさないような製本形態であること。ただしホットメルト接着剤の使用を認める。
  - b. 使用用紙のパルプ漂白工程で塩素ガスを使用していないこと。
  - c. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

ただし、海外で印刷されるものについては、a.を考慮すること、かつbまたは以下dの項目を考慮することでよい。

d. 使用用紙の古紙パルプ配合率が 30%以上であること。

以上